

岐阜県公報

目次

人事委員会規則	職員に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一	ページ
	職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則	(同)	三	
	岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三	
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	一〇	
	岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一一	
	岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	(同)	二二	

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第五号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁部長の欄中「労働委員会事務局長」を削り、同項本庁次長の欄中「研究開発総括監」を削り、「振興局副局長」を「振興局副局長」に、「農業大学校長」を「情報科学芸術大学院大学事務局長」に、「情報科学芸術大学院大学事務局長」を「農業大学校長」に、「土木事務所長(岐阜、大垣、可茂及び高山土木事務所長に限る。)」を「土木事務所長(岐阜、大垣、可茂及び高山土木事務所長に限る。)」に改め、同項本庁課長の欄中「総務事務センター長」を「総務事務センター長」に改め、「食品安全推進室長」、「清流の国ぎふづくり推進室長」、「笠松競馬支援室長」及び「徳山ダム対策室長」を削り、「職員健康管理監」

職員の記事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第六号

職員の記事記録に関する規則の一部を改正する規則

職員の記事記録に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「含み、引き続き二十日以上勤務を要しない日々雇用職員を除く」を「含む」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の記事記録、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第七号

岐阜県職員の記事記録、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の記事記録、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基づき」に改める。

第八条第一項中「基き」を「基づき」に改め、同条第一項中「における祝日法による休日」の下に「（条例第十五条に規定する祝日法による休日をいう。以下同じ。）」を、「及び年末年始の休日」の下に「（条例第十五条に規定する年末年始の休日をいう。以下同じ。）」を加える。

下同じ。）」を加える。

第十七条の二中「（条例第十五条に規定する祝日法による休日をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十六条第二項中「配偶者」の下に「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第二十九条の二の五第二号中「配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を「職員の扶養親族たる者（条例第十一条に規定する扶養親族で条例第十二条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者」に改め、「（条例第十一条に規定する扶養親族で同条例第十二条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」及び「及び次条第二号に掲げる住宅」を削る。

第二十九条の二の六から第二十九条の二の七までを削る。

第二十九条の二の七の二中「第十二条の五第一項第三号」を「第十二条の五第一項第二号」に改め、同条を第二十九条の二の六とする。

第二十九条の二の七の三中「第十二条の五第一項第三号」を「第十二条の五第一項第二号」に改め、同条を第二十九条の二の七とする。

第二十九条の二の八を削る。

第二十九条の二の九第一項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「住宅の所有関係等に」を「等に」に改め、同条を第二十九条の二の八とし、第二十九条の二の十を第二十九条の二の九とする。

第二十九条の二の十一中「第二十九条の二の九第一項」を「第二十九条の二の八第一項」に改め、同条を第二十九条の二の十とする。

第二十九条の二の十一の二第一項中「第二十九条の二の九第一項」を「第二十九条の二の八第一項」に改め、同条を第二十九条の二の十一とする。

第二十九条の二の十二を第二十九条の二の十四とし、第三章第二節の三中第二十九条の二の十一の四を第二十九条の二の十三とし、第二十九条の二の十一の三を第二十九条の二の十二とする。

第三十一条第二項中「次のとおり」を「百分の二十五」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「第十四条第三項の」を「第十四条第三項及び第四項の」に改め、同条第五項を削る。

第三十四条中「（条例第十五条に規定する年末年始の休日をいう。以下同じ。）」を

削る。

第三十八条の四第二項中「で医療職給料表(一)及び医療職給料表(二)以外の給料表の適用を受けるもの」を、「(第四項に掲げる者を除く。)」に改め、同条第三項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を、「次項に掲げる者を除き、死体一体につき千六百円(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合においては、三千二百円)」に改め、同項各号を削る。

第三十八条の十二第一項中「、生物工学研究所」を削る。
第三十八条の十三第五項中「環境生活部地球環境課」を「環境生活部環境管理課」に改める。

第三十八条の十八を削る。

第三十八条の十九第一項から第三項までの規定中「第二十条第二十一項第一号」を「第二十条第二十項第一号」に改め、同条第四項中「第二十条第二十一項第二号」を「第二十条第二十項第二号」に、「環境生活部地球環境課、環境生活部廃棄物対策課」を「環境生活部廃棄物対策課、環境生活部環境管理課」に改め、「振興局」の下に「、保健所」を加え、「、生物工学研究所」を削り、「森林研究所、保健所」を「森林研究所」に改め、同条第五項及び第六項中「第二十条第二十一項第二号」を「第二十条第二十項第二号」に改め、同条第七項及び第八項中「第二十条第二十一項第三号」を「第二十条第二十項第三号」に改め、同条を第三十八条の十八とする。

第三十八条の二十第一項から第三項までの規定中「第二十条第二十二項第一号」を「第二十条第二十一項第一号」に改め、同条第四項及び第五項中「第二十条第二十二項第二号」を「第二十条第二十一項第二号」に改め、同条を第三十八条の十九とする。
第三十八条の二十一中「第二十条第二十三項」を「第二十条第二十二項」に改め、同条を第三十八条の二十とする。

第三十八条の二十二中「第二十条第二十四項」を「第二十条第二十三項」に改め、同条を第三十八条の二十一とする。
第三十八条の二十三中「第二十条第二十五項」を「第二十条第二十四項」に改め、同条を第三十八条の二十二とする。

第三十八条の二十四第一項及び第二項中「第二十条第二十六項ただし書」を「第二十条第二十五項ただし書」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「第二十条第二十六項第一号」を「第二十条第二十五項第一号」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「第二十条第二十六項第二号」を「第二十条第二十五項第二号」に改め、同条第九

項及び第十項中「第二十条第二十六項第三号」を「第二十条第二十五項第三号」に改め、同条を第三十八条の二十三とする。

第三十九条第一項中「第二十条第二十七項」を「第二十条第二十六項」に改める。
第四十条中「第二十条の二第六項」を「第二十条の二第五項」に改める。

第四十条第二項中「六級地 百分の二十五」を削り、同条第六項中「職員」の下に「五級地 百分の二十」を加え、同条第六項中「職員」の下に

「(前項の規定により特勤勤務手当を支給されない職員を除く。)」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 別表第四口の表に掲げる公署に勤務する職員には、毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間(以下「冬期」という。)以外の期間は、特勤勤務手当を支給しない。

第四十四条の二第三項の表中「六級地から三級地まで」を「四級地又は三級地」に、

異動等の日から起算して五年に達した後 百分の一

異動等の日から起算して五年に達した後 百分の一

備考 別表第四口の表に掲げる公署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該公署を準特人公署とみなす。

改め、同条第六項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項の規定にかかわらず、別表第四の二口の表に掲げる公署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、条例第二十条の四第一項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当を支給しない。

第四十四条の三第三項中「前条」を「前条第二項から第五項まで」に改め、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、別表第四の二口の表に掲げる公署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、条例第二十条の四第二項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当を支給しない。

第五十二条の五及び第五十二条の六を削る。

第七十五条第一項第十七号中「女性職員の生理休暇」を「女性健康休暇」に改め、同項第二十七号中「父母又は配偶者の祭日」を「配偶者、父母又は子の祭日」に改める。
別表第一情報科学芸術大学院大学の項の次に次のように加える。

家畜保健衛生所	家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）第三条第一項に定める業務に従事することを本務とする獣医師	二（人事委員会が定めるものにあつては一）
---------	--	----------------------

別表第一小学校及び中学校の項及び特別支援学校の項調整数の欄中「一・二五」を「一」に改める。

別表第一の三知事の部本庁の項中「研究開発総括監」を削り、「清流の国づくり推進室長」を「室長（人事委員会の認めるものに限る。）」に、「食品安全推進室長、笠松競馬支援室長、徳山ダム対策室長」を「室長」に改め、「航空安全管理監」の下に、「人材活用対策監」を、「職員健康管理監」の下に、「県有施設管理監、施設改革企画監」を加え、「プロジェクト研究企画監、消費生活対策監」を「不法投棄監視監」に、「医師確保対策監」を「少子化対策企画監」に改め、「県立病院・看護大学法人企画監」の下に、「総合療育企画監」を加え、「新エネルギー企画監、企業誘致監」を削り、「技術総括監」の下に、「農業研究企画監、競馬支援監」を、「技術指導監」の下に、「鳥獣害対策監」を加え、「入札制度・建設業企画監」を「建設業企画監」に改め、「施設調整企画監」の下に、「式典運営企画監、大会運営企画監」を加え、同部振興局の項中

「管理監」を「振興局の事務所の副所長、管理監」に、「課長（振興局）を「課長（東濃振興局産業労働課長及び振興局）」に改め、同部東京事務所の項中「管理監」を「課長、企業誘致監」に改め、同部県民生活相談センターの項中

二種	を	所長	二種
管理監		管理監	四種
		所長	

に改め、同部子ども相談センターの項を次のように改める。

所長、管理監	四種 （中央の所長にあつては、一種）
--------	-----------------------

別表第一の三教育委員会の部図書館の項中

二種	を	副館長	二種
		総務課長	六種

に改め、同部博物館の項中

館長	一種	に改め、同部ミユ
副館長	一種	

「ジヤムひだの項を削り、同表公安委員会の部警察本部の項中「公安委員会事務局室長」の下に、「監査室長」を、「総括情報管理官」の下に、「自動車運転免許試験場長、警衛対策官」を加える。

別表第四及び別表第四の二を次のように改める。

別表第四（第四十四条関係）
イ 一年を通じて特勤勤務手当が支給される公署

所在地	公署	級別区分
大野郡白川村鳩谷字北長五二三の一	鳩ヶ谷警察官駐在所	三級地
大野郡白川村平瀬字下川原三五三の三七	平瀬警察官駐在所	二級地

高山市莊川町新洲二四五の四	莊川警察官駐在所	一級地
---------------	----------	-----

備考 1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十三年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

2 この表に掲げる公署のうち、平瀬警察官駐在所については、冬期は、級別区分が三級地である公署として同表に掲げられているものとする。

口 冬期に限り特地勤務手当が支給される公署

所 在 地	公 署	級別区分
高山市清見町櫛谷一六の四 高根町上ヶ洞五四	高山市清見町駐在所 高根警察官駐在所	一級地
郡上市高鷲町大鷲一五三の九 揖斐郡揖斐川町坂内広瀬九三五の一 加茂郡東白川村神土五七四の三	高鷲警察官駐在所 坂内警察官駐在所 東白川警察官駐在所	

備考 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十三年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

別表第四の二(第四十四条の二関係)

イ 一年を通じて特地勤務手当に準ずる手当が支給される公署

所 在 地	公 署
関市上之保一四九三五の一 恵那市串原川ヶ渡二二八二の一 本美市根尾神所字古屋敷三五五の二 下呂市小坂町落合二七の二 金山町菅田桐洞一九七の二 金山町岩瀬七八二の三 加茂郡七宗町神淵九九一の二 白川町赤河一五七の七 白川町黒川一二八の三 白川町白山一六六五の一	上之保警察官駐在所 串原警察官駐在所 根尾警察官駐在所 落合警察官駐在所 菅田警察官駐在所 東警察官駐在所 神淵警察官駐在所 蘇原警察官駐在所 黒川警察官駐在所 下油井警察官駐在所

備考 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十三年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

口 冬期に限り特地勤務手当に準ずる手当が支給される公署

所 在 地	公 署
高山市奥飛驒温泉郷田頃家一六の七 下呂市小坂町大垣内一一八一	奥飛驒交番 小坂警察官駐在所

備考 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十三年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

別表第五小学校の表大野郡の項中「平瀬小学校」を削る。

別表第五の二飛驒市の項中「河合中学校」及び「宮川中学校」を削る。

別表第五の四中「落合三三七六の一」を削り、

「郡上市八幡町美山二五二五」を「郡上市白鳥町為真七六六の二」に、「白鳥町為真七六六の二」を「郡上市白鳥町為真七六六の二」に、「御嶽少年自然の家」を削り、

六の二「白鳥中学校」を「和良町沢七二八」に、「和良町沢七二八」を「和良中学校」に改める。

「を」を「和良町法師丸一九六の一」に改める。

別記第二号様式の二その一中「第29条の2の9」を「第29条の2の8」に改め、「その1」を削り、「第12条の5第1項第3号」を「第12条の5第1項第2号」に、「第29条の2の1」を「第29条の2の10」に改める。

別記第二号様式の二その二を削る。

別記第二号様式の三中「第29条の2の10」を「第29条の2の9」に、「事由」を「理

決定家賃額 (借家・借間のみ)	該 条例第12条
--------------------	-------------

月一日)に受けていた給料の月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)(第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下この項及び第六項において「育児短時間勤務職員等」という。)(以外の職員であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額をその日における岐阜県職員の育児休業等に関する条例(平成四年岐阜県条例第四号。以下「育児休業条例」という。)(第十八条(育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。)(の規定により読み替えられた条例第三十一条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項及び第六項において「算出率」という。)(で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたものにあつてはその月額に算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額をその日における算出率で除して得た額に算出率を乗じて得た額)及び扶養手当の月額(以下この項において「当該定める日」に受けていた給料及び扶養手当の月額」という。)(の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日を受けていた給料の月額(育児短時間勤務職員等以外の職員であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額をその日における算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額に算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額に算出率を乗じて得た額)及び扶養手当の月額をその日における算出率で除して得た額に算出率を乗じて得た額)及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額(その額が当該定める日を受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額)とする。

5 第二項の規定に基づき特地方公署とされた公署に在勤する同項に規定する職員の条例第二十条の四の規定による特地方勤務手当に準ずる手当の月額を、改正後の規則第四十四条の二第三項から第五項まで又は第四十四条の三第三項の規定にかかわらず、準ずる手当経過措置基礎額に百分の五(施行日前に条例第二十条の四第一項に規定する公署を異にする異動の日(その職員が改正後の規則第四十四条の三第三項第一号に規定する職員である場合にあつては、同号に規定する日。以下「異動の日」という。)(か

ら起算して四年に達した場合における施行日から異動の日から起算して五年に達する日までの間及び施行日から平成二十六年三月三十一日までの期間内に異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後から当該期間内の異動の日から起算して五年に達する日までの間については百分の四、施行日前に異動の日から起算して五年に達した場合及び施行日から平成二十六年三月三十一日までの期間内に異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については百分の二)を乗じて得た額に、施行日から平成二十四年三月三十一日までの間にあつては百分の百を、同年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

6 前項の準ずる手当経過措置基礎額は、改正後の規則第四十四条の二第三項(同条第四項及び第五項において読み替えられる場合を含む。)(又は第四十四条の三第三項に規定する日を受けていた給料の月額(育児短時間勤務職員等以外の職員であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額をその日における算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額に算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等以外の職員であつたものにあつてはその月額に算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日における算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額をその日における算出率で除して得た額に算出率を乗じて得た額)及び扶養手当の月額の合計額(その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額)とする。

(特定特地方公署に該当することとなつた公署に勤務する職員の特地方勤務手当等の月額に関する経過措置)

7 施行日の前日において特地方公署とされていた公署のうち、施行日に改正後の規則別表第四口の表に掲げる公署(以下この項及び第九項において「特定特地方公署」という。)(に該当することとなつた公署に施行日の前日から引き続き在勤している職員の条例第二十条の三第一項又は第二項の規定による特地方勤務手当(第一号に掲げる職員にあつては毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間)(以下「冬期」という。)(以外の期間に支給するものに限る。)(の月額を、改正後の規則第四十四条第二項から第五項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までの間(その期間内に当該公署が特定特地方公署に該当しないこととなつた場合にあつてはその該当しない

こととなった日の前日までの間)、次の各号に掲げる職員に当該各号に定める額とする。

一 高山市清見町駐在所に在勤する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 冬期以外の期間 第三項の特地勤務手当経過措置基礎額に当該公署の施行日の前日における級別区分に係る支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成二十三年十月三十一日までの間にあつては百分の百を、平成二十四年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の七十を、平成二十五年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ 冬期 改正後の規則第四十四条第二項から第五項まで(一部改正規則附則第二項の規定において読み替えられる場合を含む。)の規定による特地勤務手当の月額に、第三項の特地勤務手当経過措置基礎額に当該公署の施行日の前日における級別区分に係る支給割合から施行日における級別区分に係る支給割合を減じた割合を乗じて得た額に平成二十三年十一月一日から平成二十四年三月三十一日までの間にあつては百分の百を、同年十一月一日から平成二十五年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年十一月一日から平成二十六年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算して得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

二 高根警察官駐在所に在勤する職員 前号イに定める額

8 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成二十五年十月三十一日までの間は、改正後の規則第四十四条第六項の規定は、適用しない。

9 施行日の前日において特地公署とされていた公署のうち、施行日に特定特地公署に該当することとなった公署に施行日の前日から引き続き在勤している職員の条例第二十條の四の規定による特地勤務手当に準ずる手当(第一号に掲げる職員にあつては冬期以外の期間に支給するものに限る。)の月額を、改正後の規則第四十四条の二第三項から第五項まで又は第四十四条の三第三項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までの間(その期間内に当該公署が特定特地公署に該当しないこととなった場合にあつてはその該当しないこととなった日の前日までの間、改正後の規則第四十

四條の二第六項に掲げる公署に該当することとなった場合にあつてはその該当することとなった日の前日までの間)、次の各号に掲げる職員に当該各号に定める額とする。

一 高山市清見町駐在所に在勤する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 冬期以外の期間 改正後の規則第四十四条の二第三項から第五項まで又は第四十四条の三第三項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、第五項の準ずる手当経過措置基礎額に百分の二(施行日前に異動の日から起算して四年に達した場合及び施行日から平成二十五年十月三十一日までの期間内に異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については、零)を乗じて得た額に施行日から平成二十三年十月三十一日までの間にあつては百分の百を、平成二十四年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の七十を、平成二十五年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算して得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ 冬期 改正後の規則第四十四条の二第三項から第五項まで又は第四十四条の三第三項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、第五項の準ずる手当経過措置基礎額に百分の一(施行日前に異動の日から起算して四年に達した場合及び施行日から平成二十六年三月三十一日までの期間内に異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については、零)を乗じて得た額に平成二十三年十一月一日から平成二十四年三月三十一日までの間にあつては百分の百を、同年十一月一日から平成二十五年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年十一月一日から平成二十六年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算して得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

二 高根警察官駐在所に在勤する職員 改正後の規則第四十四条の二第三項から第五項まで又は第四十四条の三第三項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、

第五項の準ずる手当経過措置基礎額に百分の一（施行日前に異動の日から起算して四年に達した場合及び施行日から平成二十五年十月三十一日までの期間内に異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については、零）を乗じて得た額に施行日から平成二十三年十月三十一日までの間にあっては百分の百を、平成二十四年四月一日から同年十月三十一日までの間にあっては百分の七十を、平成二十五年四月一日から同年十月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））

（準特地公署とされていた公署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額に關する経過措置）

10 施行日の前日において改正前の規則第四十四条の二第一項及び別表第四の二の規定により準特地公署とされていた公署（改正後の規則第四十四条の二第一項及び別表第四の二の規定により準特地公署とされる公署を除く。）は、当該準特地公署とされていた公署に同日から引き続き在勤している職員に改正後の規則を適用する場合においては、平成二十六年三月三十一日までの間、準特地公署とみなす。

11 前項の規定に基づき準特地公署とされた公署に勤務する同項に規定する職員の条例第二十条の四の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額を、改正後の規則第四十四条の二第三項から第五項まで又は第四十四条の三第三項の規定にかかわらず、第五項の準ずる手当経過措置基礎額に百分の四（施行日前に異動の日から起算して五年に達した場合及び施行日から平成二十六年三月三十一日までの期間内に異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については、百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成二十四年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（規則別表第四の二の表に掲げる公署に該当することとなった公署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額に關する経過措置）

12 第十項の規定に基づき準特地公署とされた公署のうち、施行日に改正後の規則別表第四の二の表に掲げる公署に該当することとなった公署に施行日の前日から引き続

き在勤している職員の条例第二十条の四の規定による特地勤務手当に準ずる手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額を、改正後の規則第四十四条の二第三項から第五項まで又は第四十四条の三第三項の規定にかかわらず、平成二十五年十月三十一日までの間（その期間内に当該公署が改正後の規則別表第四の二の表に掲げる公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しないこととなった日の前日までの間）、第五項の準ずる手当経過措置基礎額に百分の四（施行日前に異動の日から起算して五年に達した場合及び施行日から平成二十五年十月三十一日までの期間内に異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については、百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成二十三年十月三十一日までの間にあっては百分の百を、平成二十四年四月一日から同年十月三十一日までの間にあっては百分の七十を、平成二十五年四月一日から同年十月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

13 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成二十五年十月三十一日までの間は、改正後の規則第四十四条の二第六項及び第四十四条の三第四項の規定は、適用しない。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中、「研究開発総括監」を削り、「食品安全推進室長、清流の国ぎふづくり推進室長、笠松競馬支援室長、徳山ダム対策室長」を「室長」に改め、「航空管理監」を「人材活用対策監」に改め、「職員健康管理監」の下に、「県有施設管理監、施設改革企画監」を加え、「プロジェクト研究企画監、消費生活対策監」を「不法投棄

監視監」に、「医師確保対策監」を、「少子化対策企画監」に改め、「県立病院・看護大学法人企画監」の下に、「総合療育企画監」を加え、「新エネルギー企画監 企業誘致監」を削り、「技術総括監」の下に、「農業研究企画監 競馬支援監」を、「技術指導監」の下に、「鳥獣害対策監」を加え、「入札制度・建設業企画監」を「建設業企画監」に改め、「交通対策監」の下に、「式典運営企画監 大会運営企画監」を、「管理監」の下に、「主幹」を加え、同表振興局の項中「所長」の下に、「副所長」を加え、「(振興局)を」(東濃振興局産業労働課長及び振興局)に改め、同表保健所の項中「所長」の下に、「副所長」を加え、同表子ども相談センターの項中「家庭支援課長(西濃子ども相談センターに限る。)」を「管理監 家庭支援第一課長」に改め、同表東京事務所の項中「管理監」を「課長 企業誘致監」に改める。

別表第三博物館の項中「館長」の下に、「副館長」を加え、同表ミュージアムひだの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第九号

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成十四年岐阜県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「別表第一」を「別表」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

別表第一を削る。

別表第一条第二項第一号に該当する公益的法人等の項中

「財団法人岐阜県環境管理技術センター(平成元年五月十九日に財団法人岐阜県環境管理技術センターという名称で設立された法人をいう。)

「財団法人岐阜県教育文化財団(平成三年四月一日に財団法人岐阜県文化財保護センターという名称で設立された法人をいう。)

「財団法人岐阜県研究開発財団(平成六年十月二十五日に財団法人岐阜県研究開発財団という名称で設立された法人をいう。)

「財団法人岐阜県健康長寿財団(平成七年三月三十一日に財団法人岐阜県健康づくり財団という名称で設立された法人をいう。)

「財団法人岐阜県国際交流センター(平成元年三月三十一日に財団法人岐阜県国際交流センターという名称で設立された法人をいう。)

「財団法人岐阜県産業経済振興センター(昭和四十五年四月一日に財団法人岐阜県中小企業設備貸与公社という名称で設立された法人をいう。)

「財団法人岐阜県体育協会(昭和四十七年七月二十四日に財団法人岐阜県体育協会という名称で設立された法人をいう。)

「財団法人岐阜県教育文化財団(平成三年四月一日に財団法人岐阜県文化財保護センターという名称で設立された法人をいう。)

「財団法人岐阜県研究開発財団(平成六年十月二十五日に財団法人岐阜県研究開発財団という名称で設立された法人をいう。)

「財団法人岐阜県健康長寿財団(平成七年三月三十一日に財団法人岐阜県健康づくり財団という名称で設立された法人をいう。)

「財団法人岐阜県国際交流センター(平成元年三月三十一日に財団法人岐阜県国際交流センターという名称で設立された法人をいう。)

「財団法人岐阜県産業経済振興センター(昭和四十五年四月一日に財団法人岐阜県中小企業設備貸与公社という名称で設立された法人をいう。)

「財団法人岐阜県体育協会(昭和四十七年七月二十四日に財団法人岐阜県体育協会という名称で設立された法人をいう。)

に

に、

に、

財団法人ソフトピアジャパン（平成六年三月三十一日に財団法人ソフトピアジャパンという名称で設立された法人をいう。）

改め、同表条例第二条第一項第二号に該当する公益的法人等の項中

「社団法人岐阜県農畜産公社（昭和四十八年四月二十八日に社団法人岐阜県畜産開発公社という名称で設立された法人をいう。）

財団法人岐阜県魚苗センター（昭和五十八年一月四日に財団法人岐阜県魚苗センターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人岐阜県公衆衛生検査センター（昭和四十八年二月二十一日に財団法人岐阜県公衆衛生検査センターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人セラミックパーク美濃（平成十一年三月二十六日に財団法人セラミックパーク美濃という名称で設立された法人をいう。）

財団法人ダム技術センター（昭和五十七年九月二十四日に財団法人ダム技術センターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人飛騨地域地場産業振興センター（昭和五十八年七月十二日に財団法人飛騨地域地場産業振興センターという名称で設立された法人をいう。）

岐阜県体育協会という名称で設立された法人をいう。）

を

「社団法人岐阜県農畜産公社（昭和四十八年四月二十八日に社団法人岐阜県畜産開発公社という名称で設立された法人をいう。）
財団法人セラミックパーク美濃（平成十一年三月二十六日に財団法人セラミックパーク美濃という名称で設立された法人をいう。）」

に、

財団法人リバーフロント整備センター（昭和六十二年九月一日に財団法人リバーフロント整備センターという名称で設立された法人をいう。）

「公立大学法人岐阜県立看護大学
独立行政法人科学技術振興機構
社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会

社会福祉法人岐阜県福祉事業団
岐阜県国民健康保険団体連合会
岐阜県土地改良事業団体連合会
岐阜県農業会議

同表条例第一条第一項第三号に該当する公益的法人等の項及び条例第一条第一項第四号に該当する公益的法人等の項を削り、同表を別表とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則（平成十八年岐阜県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十項を附則第二十一項とし、附則第十六項から附則第十九項までを一項ずつ

繰り下げ、附則第十五項の次に次の一項を加える。

(平成二十四年一月一日における一般職員の昇給の号給数等)

16 第六項から第十一項までの規定は、平成二十四年一月一日における一般職員の昇給について準用する。この場合において、第六項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成二十四年一月一日」と、同項第一号中「切替日前」とあるのは「平成二十三年一月一日(以下「基準日」という。)(前」と、「切替日後」とあるのは「基準日後」と、「数から一を減じて得た数に相当する号給数」とあるのは「号給数」と、同項第二号中「平成十八年十二月三十一日」とあるのは「平成二十三年十二月三十一日」と、第九項中「切替日から平成十八年十二月三十一日」とあるのは「基準日から平成二十三年十二月三十一日」と、第十項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成二十四年一月一日」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十三年四月一日発行

発 行 者
所 者

岐 阜 県 庁
岐 阜 市 数 田 南 一 丁 目 一 番 一 号

編 集

各務原市テクノプラザ一
—
ブイ・アール・テクノセンター